

令和6年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験
受 験 案 内

(障害支援区分認定調査員)

令和6年 8月 2日
米 子 市

【受付期間】

令和6年8月5日（月） ～ 令和6年8月19日（月）

- ・土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、8月19日必着で受け付けます。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
令和6年 8月24日（土） （受付時間）8：30～8：50	米子市役所本庁舎2階201会議室 （米子市加茂町一丁目1番地） *詳しくは応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
障害支援区分 認定調査員	1人	主として障害福祉サービスの利用に伴う障害支援区分認定調査業務に従事します。

2 試験日程及び会場

試験日	試験場所
令和6年 8月24日(土) (受付時間) 8:30~8:50	米子市役所本庁舎2階201会議室 (米子市加茂町一丁目1番地) *詳しくは応募者に別途お知らせします。

3 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	解答時間
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	15分程度

○ 合格者の決定

- ・合格者は、面接試験の得点の高い順に決定します。
- ・面接試験には一定の基準があり、この基準に満たない場合は、得点にかかわらず不合格とします。

4 受験資格

試験区分	資格
障害支援区分 認定調査員	・障がい者福祉または高齢者福祉業務に係る資格を有する方、またはその職務経験のある方 ・普通自動車運転免許(AT限定可)を有する方

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 申込み受付期間

令和6年8月5日(月) ~ 令和6年8月19日(月)

- ・日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、8月19日必着で受け付けます。

6 受験手続

区 分	内 容
提出書類	<p>受験申込書 及び 自己紹介カード 各1部</p> <p>受験資格を有することを証明することができる書類（写し） 各1部</p> <p>返信用封筒 1通</p> <p>○ 受験申込書及び自己紹介カードには、必要事項を記載の上、写真を貼付してください。</p> <p>○ 受験資格を有することを証明することができる書類とは、障がい者福祉または高齢者福祉業務に係る資格を有すると確認することができる修了証等及び運転免許証の写しをいいます。</p> <p>○ 返信用封筒により受験票を返送しますので、84円切手を貼り、受取人の郵便番号、住所及び氏名を記入の上、提出してください。</p>
申込先	<p>米子市福祉保健部障がい者支援課（本庁舎1階）</p> <p>〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地 電話（0859）23-5544</p> <p>[持参により申し込む場合]</p> <p>○米子市福祉保健部障がい者支援課へ、直接ご持参ください。</p> <p>[郵送で申し込む場合]</p> <p>○ 封筒の表に赤字で「採用試験（障害支援区分認定調査員）」と書いてください。</p>
受験票の交付	<p>申込者には、後日受験票を郵送しますが、8月22日までに到着しないときは、米子市福祉保健部障がい者支援課にお問い合わせください。</p>

- 受理した提出書類は、返却しません。
- 詳しいことは、米子市福祉保健部障がい者支援課にお尋ねください。

7 合格者の発表

区分	発表時期	発表の方法
最終合格者	8月下旬	合格者に対し、電話等により通知します。

8 採用予定日

令和6年10月1日

9 勤務条件

報酬	報酬は、月額138,658円です。 このほかに通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務時間	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間で1日6時間が割り振られます。
任用期間	任用期間は、令和7年3月31日までです。 <ul style="list-style-type: none">・任用期間満了後、再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く）・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の適用があります。

○ 採用時までには給与改定・制度改正があった場合は、それによります。

【問合せ先】

○福祉保健部障がい者支援課計画支援担当（本庁舎1階） 電話（0859）23-5544